令和５年３月１５日

各　位

松浦市農林課

(公印省略)

「伐採及び伐採後の造林の届出書」について(お知らせ)

いつもお世話になっております。

標記の件につきまして、全国的に森林所有者に無断で立木が伐採される事案の発生が各地で認められており、こうした事案の未然防止を図るために制度が改正され、「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出方法が変更となります。

このことを受け、松浦市において「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出された方に対し周知するものです。

令和５年４月１日以降に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出される場合は、別紙により提出をお願いいたします。

なお、様式等関係書類につきましては、松浦市HPにも掲載しますので、ご活用ください（松浦市HP：ホーム＞くらし・手続きサイト＞産業・ビジネス＞農林＞伐採届）。

|  |
| --- |
| 担当  松浦市農林課  農林整備係　宮本、本山  松浦市志佐町里免３６５番地  TEL0956-72-1111（222） |